

(案)
仕様書

- 1 件名
港区低炭素まちづくり計画策定支援業務委託
- 2 履行期間
契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
- 3 履行場所
港区役所（所在地：港区芝公園一丁目5番25号）等

- 4 目的

区は、都市の低炭素化を図ることにより、都市の健全な発展に寄与することを目的に、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく計画として「港区低炭素まちづくり計画」を、平成27年10月に策定し、エネルギーの効率的利用の促進や、環境に配慮した交通環境の整備等の施策を進めてきた。本業務は、近年の社会情勢の変化や、技術革新、街づくりの進捗等を踏まえ、令和2年度の計画期間終了後の新たな計画の策定について支援することを目的とする。

なお、策定にあたり、検討の主な視点（案）は、以下の通りである。

- (1) 次世代モビリティ・交通システムの技術革新を見据えた低炭素な交通環境の実現
- (2) 低炭素まちづくりとレジリエントな（災害時に速やかに回復する）まちづくりとの一体的な推進

- 5 業務内容

受注者は以下の業務を行う。詳細については、別途発注者と協議すること。

- (1) 策定に必要な情報の収集・分析及び要件の整理

受注者は、以下について、情報の収集・分析及び要件の整理を行うこと。なお、策定にあたり適合することとされる、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画である「港区地球温暖化対策地域推進計画」は、現在次期計画策定作業中であり、当計画の策定作業に関する情報は、発注者から提供するものとする。

- ア 現行計画の評価と課題の抽出及び取りまとめ

現行の港区低炭素まちづくり計画を分析し、評価と課題について考察すること。

- イ 基本事項の整理・分析

国、東京都、他自治体の低炭素まちづくりに関連する計画や取組等の情報収集・分析、区が策定している個別計画等の把握及び体系整理、上位計画における区の位置づけや地域特性の整理、開発事業等のまちづくりの動向調査、SDGsの目標及びターゲットの計画への組入れに向けた整理等、基本事項の整理・分析を行うこと。

ウ 最新技術を活用した取組等の事例の調査・分析

人工知能、自動運転、環境技術等、低炭素まちづくりに関連するまたは関連が期待される新たな技術の実用に向けた動向や実証実験等の取組事例を調査・分析する。なお分析に当たっては、区と民間企業の役割に留意すること。

エ 将来像及びその実現に向けた目標設定の検討支援

近年の気候変動に関する動向、上位計画における位置づけや地域特性等をふまえ、今後港区が目指していくべきと考える低炭素まちづくりの将来像及びその実現に向けた目標設定の方法について提案すること。なお、提案にあたっては、区の総合的な地球温暖化対策の計画である港区地球温暖化対策地域推進計画との役割分担を明確にすること。

オ 具体的施策の検討支援

新規施策の追加、既存施策の強化・拡充・変更等を見直す上での支援を行うこと。

(2) 「港区低炭素まちづくり計画」の策定支援

(1) の内容及び委員会等の意見等を踏まえ、計画素案の策定を支援する。また区民意見募集の結果を踏まえた案の策定を支援する。

(3) 委員会等開催支援

学識経験者等により構成する「港区低炭素まちづくり計画推進協議会」及び庁内課長級職員により構成する「港区低炭素まちづくり計画推進委員会」の開催に関して、事前準備、会議への同席、会議録の作成等、会議の開催に伴い必要となる業務を行う。なお、会議資料の作成は以下を予定している。

- ① 港区低炭素まちづくり計画推進協議会（開催予定：4回）
- ② 港区低炭素まちづくり計画推進委員会（開催予定：6回）
- ③ 庁議（開催予定：2回）
- ④ 議会報告（開催予定：2回）

(4) 区民意見募集実施支援

発注者が実施する区民意見募集について、素案の作成や意見整理等、港区区民意見募集に関する要綱に基づく意見募集に必要な作業の支援を行う。

6 成果品

成果品は、図表やイラスト、写真などを活用したカラー版とする。なお、作成日程等は別途協議し、発注者の指示に従うこと。

- (1) 業務報告書（A4版） 5部
- (2) 「港区低炭素まちづくり計画」本編（A4版） 5部
- (3) 「港区低炭素まちづくり計画」概要版 5部
- (4) 上記の電子データ（CD-R）1式

7 著作権の帰属

本業務に係る成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、写真等の素材について、他に著作権を有している者がいるときは、その使用に関する手続きを受託者が行うこととする。

また、使用権を得て使用する写真等の素材についての著作権の発注者への譲渡はないものとする。

8 支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

9 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。
また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。

10 環境により良い自動車利用

(1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成21年3月27日付改正20環車規第837号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

11 その他

(1) 業務の実施に際し、業務日程及び業務内容については事前に発注者と打ち合わせを行うこと。

(2) 本業務で、受注者が発注者に提出する資料の作成及び提出にかかる費用は、受注者の負担とする。

(3) 受注者は、発注者または関係者と打合せ等を行った際は、その都度速やかに打合せ記録を作成し提出すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

12 担当

港区街づくり支援部 都市計画課 街づくり計画担当

電話 03-3578-2204

FAX 03-3578-2239